

3.手帳について

障害者手帳には次の3種類があります。

手帳の種類	手帳を発行する対象者
身体障害者手帳	身体障害とは、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、および内臓(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓)の機能障害であって、その障害が永続し、かつその障害の程度が国の定める基準に該当することが必要です。手帳の等級には1級～6級まであり、このような身体に障がいがある人を対象に県が発行します。
療育手帳	発達途上(おおむね18歳未満)において、自己の身の事柄の処理及び社会生活への適応が困難な状態にある知的障がい者(児)に対して、一貫した相談・指導を行うとともに、知的障がい者(児)が障害福祉サービスなどを受けやすくするため、兵庫県立知的障害者更生相談所(18歳以上)又は川西子ども家庭センター(18歳未満)において知的障害と判定された人に対し、兵庫県から交付されるものです。療育手帳での障害の程度は、A(重度)・B1(中度)・B2(軽度)に区分されます。なお、知的障害を伴わない発達障害と診断され、療育又は日常生活上の支援が必要と認められた人も、兵庫県(神戸市を除く)では療育手帳(B2)の交付対象となっています。
精神障害者保健福祉手帳	精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象に、県が判定し発行します。手帳の等級には1級～3級まであります。なお、手帳の判定有効期間があります。

<交付申請の流れ>

手帳の交付を希望される人は、次の手順で手続きをしてください。

- ① 相談: 障害者手帳が申請できるかどうかについては、各医療機関等で相談してください。
- ② 申請: 相談によって、それぞれの手帳の交付対象に該当する場合は、障害福祉課・子ども福祉課(18歳未満の場合)に申請をします。※申請に必要な書類は、手帳の種類によって異なりますので、お尋ねください。
- ③ 交付: それぞれの交付決定機関の判定を経て交付されますので、手帳交付までには一定の期間を要します。
- ④ 更新: 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は更新が必要な場合がありますので、必要な書類については、お尋ねください。交付までには一定の期間を要しますので、早目に申請してください。

<再交付等について>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で次に当てはまる方は必ず届け出をしてください。(届け出の時には手帳と印鑑もご用意ください)

- 住所・氏名を変更したとき、手帳を紛失、破損したとき、障害の程度が変わったとき、判定期間が終了するとき

<取扱い・返還について>

交付を受けた手帳はいろいろな福祉制度を利用するときに必要です。次の事項にご留意いただき大切に扱ってください。

- * 手帳を他人に貸したり、譲渡することはできません。
- * 手帳の交付を受けた人が、国が定める基準の障害程度でなくなったとき、または死亡したときは、すみやかに障害福祉課・子ども福祉課(18歳未満の場合)にご返却ください。療育手帳は兵庫県外、神戸市に転出するときは返還してください。
- * <手帳に関する窓口> 障害福祉課・子ども福祉課(18歳未満の場合)